第1章 計画策定の趣旨等

- 計画の基本理念
- 2 計画策定のための体制
- 3 計画期間、計画の点検及び評価
- 4 日常生活圏域の設定

1 計画の基本理念

(1) 背景

介護保険制度は、平成 12 年(2000年)にスタートし、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着・発展してきました。

本町においては、高齢者数は平成 26 年度をピークに徐々に減少しており、今後も緩やかに減少していく推計ですが、高齢化率は令和5年度で42.4%、令和12年度で41.8%、令和22年度には43.8%に達すると予測されます。

また、令和7年(2025年)には「団塊の世代」全てが75歳以上となるほか、令和22年(2040年)には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化が進行し、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が全国的に大きな課題となっています。

さらに、国においては、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や「支える側」・「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

一方で、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の様々な活動が中止や 縮小を余儀なくされるとともに、サービス事業所においても利用者や職員の感染による事業 の停止などの新たな課題が生じていることから、感染症対策を行いつつ、高齢者を対象とし た事業継続の方策についても検討が必要です。

これらを踏まえ、これまでの現状等を分析・評価し、「地域包括ケアシステム」の深化・ 推進を図り、中・長期的な将来も見据えつつ、「第9期美深町高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画」を策定します。

(2) 基本理念

本計画においては、各種の生きがい・社会参加事業や保健事業による健康の保持増進をは じめ、要介護状態となる前の高齢者に対する地域支援事業、介護予防サービスによる介護予 防の取組を通じて、高齢者が要介護状態にならないよう支援していくことを目指します。

また、要介護状態となっても、希望に応じて適切な在宅サービス等を総合的に提供することにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、必要なサービスの充実や確保を目指します。

第9期計画においてもこれまでの第1期から第8期計画における基本理念を継続し、高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう支援します。

(3) 計画の性格、法的な位置付け

① 他計画との関係

令和3年度から令和12年度までの10ヵ年を計画期間とした「美深町第6次総合計画」を上位計画として「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や「第7期美深町障がい者福祉計画」をはじめとした、他の関連する各種計画と整合・連携を図るものです。

② 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定するものです。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

本計画は、本町における高齢者の福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図るため「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

2 計画策定のための体制

(1) 美深町高齢者保健福祉等計画策定委員会の設置

各関係団体・関係機関等の代表や住民からの公募委員を含む 14 名の委員をもって、美深 町高齢者保健福祉等計画策定委員会を設置し、住民や各関係機関の意見をもとに計画を策定 しました。

(2) 住民アンケートの実施

厚生労働省指定の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を基 に一般高齢者・要支援認定者(450 名)と在宅要介護認定者(50 名)に対してアンケート調 査を実施し、参考資料としました。

(3) 地域ケア会議

町内介護保険事業所等で構成する地域ケア会議において、実務的な視点から各事業の現状と課題等について意見聴取を行い、本計画書の策定を進めました。

3 計画期間、計画の点検及び評価

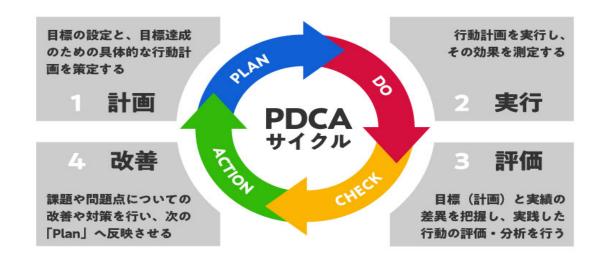
(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年)から令和8年度(2026年)までの3年間とします。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)と、75歳以上人口の増加傾向となっていく令和12年(2030年)、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、人口減少が進む中においても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで送ることができるよう、地域一体で支援をする「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくための計画とします。

(2) 計画の点検及び評価

計画は、美深町介護保険運営協議会において毎年度の介護保険運営状況について点検する ほか、PDCAサイクルを活用しながら計画の進捗管理を実行します。



4 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを 提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して、地域包括ケアシステムを構築 する地域を念頭において、地域の実情に応じた「日常生活圏域」を設定することとされてい ます。

本計画においては、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢 者人口等を勘案し、美深町全体を1つの日常生活圏域として設定します。